

## よく寄せられる質問

Q1 具体的な業務内容は？

A1 レセプトの事前チェック、個別指導、監査（検査）における事実確認、聴取への協力及び必要な場合の患者調査、集団指導等における講師、東京都国民健康保険団体連合会診療報酬審査委員会オブザーバー出席、事務職員の業務への医療上の助言・指導等です。

Q2 アルバイトはできますか？

A2 地方公務員として、「職務専念義務」、「営利企業等の従事制限」等が適用されるため、アルバイトをすることはできません。

Q3 歯科医師としての知識・経験の維持・向上のために、診療行為に携わりたいのですが、方法はありますか？

A3 地方公務員には「職務専念義務」や「営利企業等の従事制限」等が適用されるため、診療行為は原則として不可となります。

ただし、地方独立行政法人東京都立病院機構の病院における診療行為は、兼業許可を受けることにより、可能となる場合があります。保健政策部での勤務を開始した後、関係部署と調整の上、可否を判断します。

Q4 歯科医師としての知識・経験の維持・向上のために、これまで行ってきた研究活動を継続したいのですが、方法はありますか？

A4 地方公務員には「職務専念義務」や「営利企業等の従事制限」等が適用されるため、教育機関、研究機関等で研究活動を継続的に行うことはできません。

ただし、教育機関、研究機関等からの依頼に基づき、週休日等に、無報酬で、研究活動に参加する場合「兼職許可申請書」を提出し、都庁での審査を経て、兼職が許可されることがあります。許可を受けた範囲で研究活動に参加することができます。

また、職免扱いで参加可能な学会がありますので、ご希望の場合は個別にご相談願います。